

議案第90号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車1台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥20,304,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所
所長 白根 浩 司 |

議案第90号

財産（救急自動車）の取得について

1 契約の方法 指名競争入札

2 指名競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)
(株)関電L&A	未入札
キンパイ商事(株)	辞退
(株)スナミ	辞退
長野ポンプ(株)	辞退
兵庫トヨタ自動車(株)	18,800,000
(株)モリタ	辞退
(株)吉谷機械製作所	21,620,000

落札

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥1,504,000.-

議案第91号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、市営住宅明渡し等請求事件について、次のとおり訴えの提起をする。

1 事件名 市営住宅明渡し等請求事件

2 相手方

3 請求の趣旨

(1) 相手方は、宝塚市に対し、市営[]を明け渡せ。

(2) 相手方は、宝塚市に対し、市営住宅に係る平成20年12月分から平成30年8月31日までの滞納家賃の合計額金1,825,500円及び平成30年9月1日から訴状送達の日まで1月24,000円の金員を支払え。

(3) 相手方は、宝塚市に対し、訴状送達の日翌以後、(1)の明渡し済みに至るまで市営住宅につき1月48,000円の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は相手方の負担とする。

との判決並びに(2)及び(3)につき仮執行の宣言を求める。

4 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています

議案第91号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成18年11月18日から市営[](以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成20年12月分から家賃を滞納し、平成29年11月17日以降、本件住宅に居住実態がない。そこで本市は、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により相手方に対し、本件住宅を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅の明渡し等を求めて訴えの提起をしようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) (略)
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5)～(7) (略)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 (略)
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5・6 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第92号

公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者
の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第
6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市小浜1丁目1番1号
公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社
理事長 砂 田 耕二郎
- 3 指 定 の 期 間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第92号から第98号まで

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第93号

公の施設（宝塚市立高司グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立高司グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 大阪市西区北堀江二丁目1番11号久我ビル北館5階
宝塚ウエルネスライフグループ
代表者 株式会社ウエルネスサプライ
代表取締役 薄 井 修 司
- 3 指定の期間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第94号

公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立売布北グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 大阪市西区北堀江二丁目1番11号久我ビル北館5階
宝塚ウエルネスライフグループ
代表者 株式会社ウエルネスサプライ
代表取締役 薄 井 修 司
- 3 指定の期間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第95号

公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）

の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館
- 2 指定管理者となる団体 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号目黒東洋ビル4階
アクティオ株式会社
代表取締役 鈴木 悟
- 3 指定の期間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第96号

公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市営住宅
- 2 指定管理者となる団体 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 雑 賀 克 英
- 3 指 定 の 期 間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第97号

公の施設（宝塚市公益施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市公益施設
- 2 指定管理者となる団体 神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒 谷 明 彦
- 3 指定の期間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第98号

公の施設（宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎））の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市栄町2丁目1番1号
公益財団法人宝塚市文化財団
理事長 山 崎 之 嗣
- 3 指 定 の 期 間 平成31年（2019年）4月1日から
平成36年（2024年）3月31日まで

議案第99号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4510	4510号線	起点	小林 5丁目 103番 3地先		m	m
		終点	小林 5丁目 103番11地先		44.75	最大 12.00 最小 6.00

議案第99号及び第100号

市道路線の認定について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

議案第100号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4511	4511号線	起点	千種 4丁目 160番97地先		m	m
		終点	千種 4丁目 160番86地先		107.80	最大 6.00 最小 6.00

議案第100号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第101号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

宝塚市教育委員会の委員4人のうち1人が、欠員となっているため、新たに次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所



氏 名 望 月 昭

※個人情報保護のため、一部マスクングをしています。

議案第101号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 望 月 昭

生年月日 [REDACTED]

学 歴 [REDACTED] 卒業

職 歴 平成 7年 1月 株式会社亀岡商会勤務
平成11年12月 エム・イー・ティ・ジャパン株式会社勤務
平成18年11月 株式会社てんてん企画代表取締役
現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。